

事務連絡

令和7年3月31日

一般社団法人全国建設業協会 御中

厚生労働省労働基準局

安全衛生部計画課

注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項（労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係）について

平素より、労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、注文者・事業者等が関係請負人の労働者や個人事業者等に対して安全衛生確保の観点から指示等を行うことにより、「業務委託等を受けた個人事業者に労働者性が認められてしまうのではないか」、「関係請負人の労働者について偽装請負と判断されてしまうのではないか」との問題意識から、必要な指示等を躊躇している状況があるとの指摘を受け、安全衛生上の指示等が労働基準法上の労働者性や偽装請負の判断に影響を与えるか否かについての基本的な考え方や留意事項について、別添のとおりとりまとめました。

つきましては、業務委託等が行われる際には、本通知に留意の上、注文者・事業者等が躊躇することなく、安全衛生上の指示等を実施することにより、現場の安全衛生水準のより一層の向上が図られるよう、貴団体傘下の会員・組合員の皆様への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、別添の通知は、既存の判断基準をもとに現場の実態に即した具体例を示すものであり、労働者性や偽装請負について、新たな判断基準を示すものではありませんので、周知に当たってはご留意くださいますようお願い申し上げます。